

公職の選挙立候補者用特殊乗車券発行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第15号

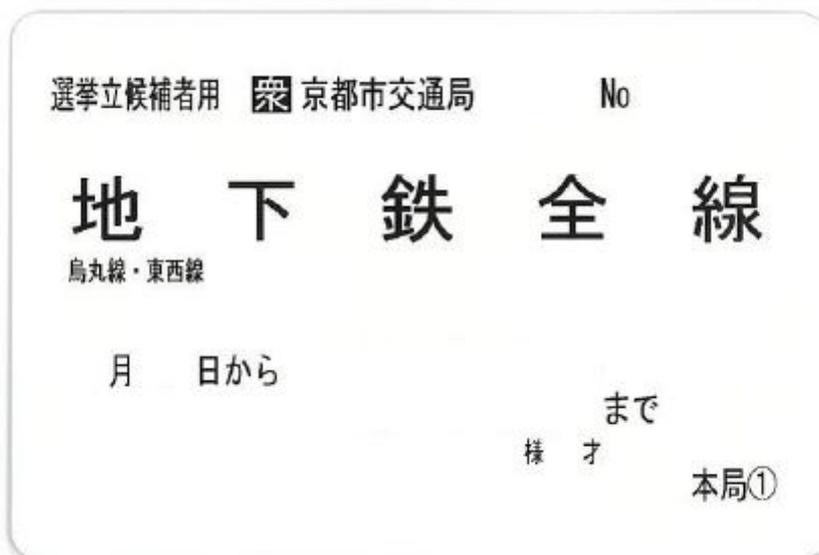
公職の選挙立候補者用特殊乗車券発行規程の一部を改正する規程

公職の選挙立候補者用特殊乗車券発行規程の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 高速鉄道用

(表 面)



備考1 衆議院議員立候補者の場合は衆と、参議院議員立候補者の場合は参と、京都府知事立候補者の場合は知とそれぞれ表示する。

2 エンコード乗車券とし、裏面に注意事項を記載する。

第6条中「選挙立候補者用特殊乗車券」を「候補者用特殊乗車券及び特殊航空券」に、「昭和25年5月1日運輸省告示第81号」を「平成6年運輸省告示第819号」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)